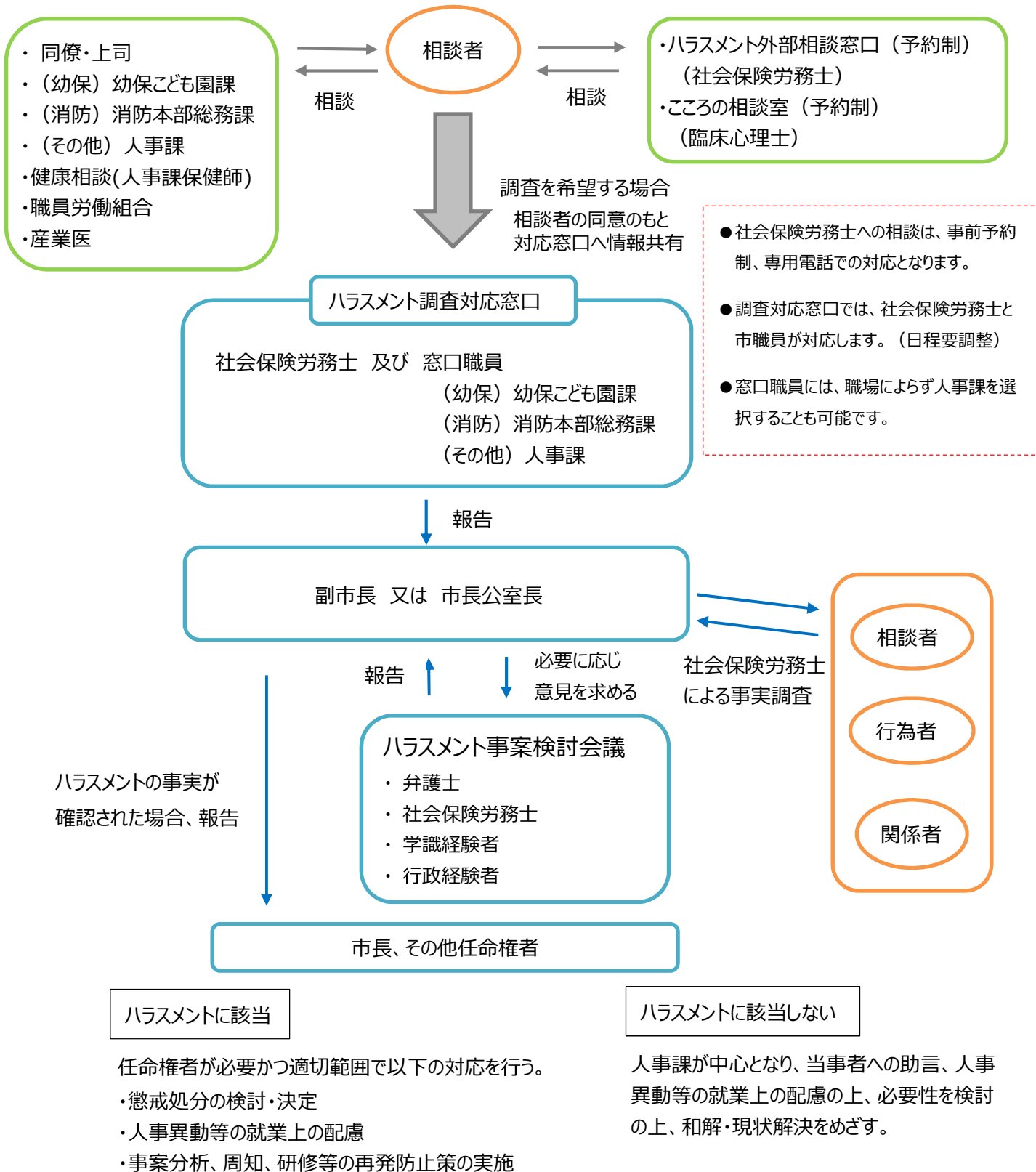


※参考資料

相談・解決するための体制（令和5年9月改定）

組織内でハラスメントが発生したとき、相談・解決にあたる体制を記載しています。
最初の相談先はいくつかありますので、ためらわずに相談しやすい人に伝えてください。



上記体制以外にも公平委員会に苦情相談の制度があります。（職員の苦情の処理に関する規則）